

2019年8月1日

公益社団法人 日本医師会

会 長 横 倉 義 武 殿
常任理事 釜 范 敏 殿

公益社団法人 日本小児科学会
会 長 高 橋 孝 雄
予防接種・感染症対策委員会
担当理事 森 内 浩 幸
担当理事 楠 原 浩 一
担当理事 東 寛
委 員 長 岡 田 賢 司

在宅で医療的ケアを必要とする児及びその同胞に対する
定期予防接種の実施に関する要望書

在宅で医療的ケアを必要とする児（以下「在宅児」とする。）とその同胞に対する定期予防接種の実施について、接種対象者及びその家族にとって接種を受けやすい環境を提供すると共に全国の各市町村（東京都特別区を含む、以下同じ）において統一した対応がなされるよう、貴職に対して以下の事項を要望いたします。

1. 都道府県医師会に対し、在宅児を取り巻く現状と問題点について理解していただくと共に、円滑な定期予防接種の実施に向けて各医師会管内の市町村と協力し調整するよう要請すること。
2. 定期接種実施要領の趣旨に鑑み、実施主体である市町村に対し、在宅児及びその同胞に対する定期予防接種を、医療機関の所在地にかかわらず実施できるよう要望すること。

以上

[現状と問題点]

(1) 在宅児とその家族

医療の進歩に伴い助かる命が増えるとともに、自宅で医療的ケアを受けながら地域で生活する在宅児も増加しています。在宅児の保護者は、その介護に昼夜なく追われているという状況にあり、当然ながら同胞のために割ける時間も限られています。

(2) 在宅小児医療に関わる医療機関

在宅小児医療に対する行政や医療者側の理解は進んできているとはいえ、在宅小児医療に関わる医療機関（以下「在宅小児医療機関」とする。）と実際に在宅小児医療に従事する医師（以下「在宅小児かかりつけ医」とする。）の数は、現状としてまだ十分ではありません。在宅小児かかりつけ医は、在宅児の居住する市町村に関係なく在宅児とその家族に寄り添い、在宅小児医療機関として24時間365日対応しています。

(3) 定期予防接種の実施

行政や医療者にとって、在宅児の福祉の向上と共に、その家への支援も重要な課題です。在宅児にとっては家庭こそが生活のすべてと言っても過言ではありません。とりわけ、定期予防接種で防げる感染症については、在宅児への感染を予防するためにも、その同胞への接種は在宅児本人への接種と同様に必要です。定期予防接種を受けやすい環境を提供し、円滑な定期予防接種の実施を推進することは、在宅児及びその家族にとって重要な施策の一つです。

厚生労働省は、定期接種実施要領（「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知の別添）において、「20 他の市町村等での予防接種」として「・・・通常の方法により定期接種を受けることが困難な者等が定期接種を受けることを希望する場合には、予防接種を受ける機会を確保する観点から、居住地以外の医療機関と委託契約を行う、・・・等の配慮をすること。」と記しています。

(4) 問題点

上に記したように、在宅児にとっては家庭が生活のほぼすべてであり、定期予防接種で防げる感染症は、主に同胞から感染します。また、基礎疾患を有している在宅児はこのような感染症を発症すると重症化する可能性が高く、同胞も含めた確実な感染予防、すなわち、在宅児及びその同胞への早期の確実な接種が肝要です。さらには、在宅児の介護のため時間的に余裕のない保護者にとっては、同胞の定期予防接種のための時間を割くことが困難であることも容易に理解できます。そして、在宅児同様、その同胞に対して、接種を受けやすい環境を提供することの必要性は、小児を対象とするA類疾病（その多くが人から人へ伝染し、重

篤になるおそれがある疾病)の予防という観点からも容易に導き出せることです。

しかし、在宅小児医療機関や在宅小児かかりつけ医の数が十分ではないため、在宅児の一部は居住地と異なる市町村に所在する在宅小児医療機関から医療的ケアを受けています。定期予防接種は小児の予防医療において最も重要ですが、在宅児の居住地と異なる市町村に所在する在宅小児医療機関の在宅小児かかりつけ医が、在宅児及びその同胞に対して定期予防接種を実施しようとしても、①在宅児の接種を認めない、又は、②在宅児の接種は認めても同胞の接種は認めない、という市町村が存在しています。

[要望の趣旨]

在宅児の普段の健康状態、家庭状況その他の事情をよく知っている在宅小児かかりつけ医によって、在宅児及びその同胞が、在宅児の訪問診療時に安心して負担なく定期予防接種を受けることは、在宅児及びその同胞、並びに保護者の権利といえます。

しかし、保護者がそのように希望しても、定期予防接種と認めないという市町村が存在することは、在宅児及びその同胞、並びに保護者にとって大きな負担となっています。在宅児が必要とする医療的ケアの程度は様々ですが、定期予防接種を標準的なスケジュールで受けるために、毎月のように医療機関の外来を受診することは不可能に近いと考えられます。

とりわけ、在宅児の同胞については健常であるという理由で、在宅児の訪問診療時に合せて定期予防接種を受けることを認めない市町村は少なくありません。しかし、昼夜を問わない在宅児への介護をこなしながら、その同胞を医療機関の外来に受診させることの負担の大きさは計り知れません。また、在宅児の同胞が適切な時期に必要な定期予防接種を受けることができずに、予防できる感染症に罹患してしまい、在宅児に感染、発症させ、重篤化する危険性は十分に予想できることです。

一方、厚生労働省は定期予防接種の実施主体である市町村に対して、健康局長通知の別添である定期接種実施要領の中で、予防接種を受ける機会を確保する観点から配慮をすることを提示し、遺漏なき実施を指示し、既に5年以上経過しています。

日本小児科学科会としても、在宅児やその家族の代弁者として、この問題を早期に解決するべく、貴職の協力を切に希望する次第です。ご高配のほど何卒よろしくお願いいたします。